

## 災害時における支援協力に関する協定書

加古川市（以下「甲」という。）と兵庫ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について次のとおり締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、加古川市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号） 第2条 第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う支援協力を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において支援を必要とするときは、乙に対して協力を要請することができる。

### （協力の範囲）

第3条 甲が乙に要請する支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲料等の提供
- (2) 訪問時に収集した地域の被災状況等の甲への報告
- (3) 在宅避難者への広報資料の配布、周知等
- (4) 避難所等での健康セミナーや健康測定イベントの実施等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項について連携する。

### （発注）

第4条 甲の乙に対する要請は文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な限り協力するよう努めるものとし、その実施の状況を甲に文書（様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の協力体制復旧の見通しを連絡するものとする。

### （費用の負担）

第6条 乙が実施した支援の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲乙協議して決定するものとする。

### （代金等の請求及び支払い）

第7条 乙は、支援の実施後、前条で決定した価格に基づき、請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

### （連絡責任者の選任及び報告）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び、乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、

この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(事業所運営)

第10条 この協定に基づく甲の支援協力の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和8年2月2日

甲 加古川市加古川町北在家2000

加古川市

加古川市長 岡田 康裕

乙 神戸市西区玉津町高津橋137-1

兵庫ヤクルト販売株式会社

代表取締役社長 阿部 恒大

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

兵庫ヤクルト販売株式会社 御中

加古川市

要請書

災害時における支援協力に関する協定に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

【要請内容】

--

【連絡先担当者】

所属名	
氏名	
連絡先	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

加古川市 御中

兵庫ヤクルト販売株式会社

受諾書

災害時における支援協力に関する協定に基づき、下記のとおり支援を受諾します。

記

【要請内容】

--

【連絡先担当者】

所属名	
氏名	
連絡先	